七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス			A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）			A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品			A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）			A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）			A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）			A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント			A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレス又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス			A
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）			A
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	B 10	八％	A
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨			A
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	B 10	八％	A
七〇一八・九〇	その他のもの			A
七〇・一九	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの			A
七〇二〇・〇〇	その他のもの			A
	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び繊物）	B 10	六・六％	A
	その他のガラス製品			A
第七一類				
七一・〇一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			A
七一・〇二	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A
七一・〇三	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）			A
七一・〇四	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉			A
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A
七一〇七・〇〇	銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A
七一〇九・〇〇	金を貼った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A
七一一・〇〇	白金を貼った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を貼ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）			A
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）			A
七一一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）			A
七一一三・一九	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）			A
	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）			A
七一一三・二〇	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）			A
	その他のもの			A
七一・一四	貴金属を貼った卑金属製のもの			A
七一・一五	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）			A
七一・一六	その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）			A
七一・一七	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品			A
七一・一八	身辺用模造細貨類			A
	貨幣			A
第七二類				
七二・〇一	鉄鋼			
七二・〇二	銑鉄（せん）及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）			A
七二一・一一	フェロアロイ			
七二一・一九	フェロマンガン			
	炭素の含有量が全重量の二％を超えるもの	B 10	五・〇四％	A
七二一・二一	その他のもの	B 10	五・〇四％	A
七二一・二九	フェロシリコン			
七二一・三〇	けい素の含有量が全重量の五五％を超えるもの	B 10	五・〇四％	A
	その他のもの	B 10	五・〇四％	A
七二一・四一	フェロシリコマンガン			
七二一・四九	フェロクロム			
	炭素の含有量が全重量の四％を超えるもの	B 10	二％	A
七二一・五〇	その他のもの			
七二一・六〇	フェロシリコクロム	B 7	二％	A
七二一・七〇	フェロニッケル	B 7	三・一八％	A
七二一・八〇	フェロモリブデン	B 7	二％	A
七二一・八〇	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン			
	フェロタングステン	B 7	二・六四％	A
七二一・九一	フェロシリコタングステン	B 7	一・六％	A
七二一・九二	その他のもの	B 7	二％	A
七二一・九三	フェロチタン及びフェロシリコチタン	B 7	二％	A
七二一・九九	フェロバナジウム	B 7	二％	A
	フェロニオブ	B 7	二％	A
	その他のもの			
	りん鉄	B 7	二％	A
	その他のもの			
七二・〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）			A
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット			A
七二・〇五	鉄鉄、スピーゲル（せん）又は鉄鋼の粒及び粉			A
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）			A
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品			A